

か。どうしても余は之を信仰と結びつけて觀ねばならぬと思ふ。さうして上代に於ける道家思想、道敎の存在と相關連するものである。我々は猶ほこの考古學の方面からだん／＼之を闡明して行きたいと思ふのである。

## 戊戌の變法及び政變 (上)

文學博士 矢野 仁一

戊戌の政變は、光緒戊戌の年、即ち光緒二十四年我が明治三十一年、西曆で云ふと、一八九八年に起つた所の清朝末期の政變であつて、其の政變の結果、義和拳匪の亂が起り、義和拳匪の亂の結果、清朝末の立憲籌備、即ち變法新政と云ふことが起り、又其の結果として清朝が遂に滅亡すると云ふことになつたのであるから、清朝が滅亡する最後の場面の前場として、必要な場面となるものである。光緒帝が政府當局者を差措き、差措いたと云ふよりは、其の反對妨害にも拘らずして、康有爲の如き、工部主事と云ふ召見せらるゝ資格もない六品の小官位のものゝを相手とし、或は其の意見を採用し、露西亞のビョートル大帝の心を以て心となし、日本明治の政を以て政と爲すと云ふ様な非常な大決心を以て、支那の政治組織を政革し様としたのが、通常戊戌變法とか、百日新政とか言はるゝものである。それが百日

新政と言はるゝ通り、百日をこゝで、西太后を圍繞して、北京政府の内外に盤結して居つた所の反動的勢力の爲めに、脆くも翻覆推倒されて仕舞つたのである。それは即ち戊戌政變である。

かう云ふことを今日から考へると、誠に當然な成行きであつて、此の外に引きかたがない、言はゞ歴史の約束と言つてもよいのである。第一に政府當局者から改革の意見が出なかつたと云ふことは、支那の様な政治組織の國に於ては、當然なことで、支那の政治組織と云ふものは、國家の觀念を否認して居る、或はもつと適當に言へば、超越して居るのであるから、さう云ふ政治組織の中に在つて、大臣となつて居る程のものは、必ずしも國家の觀念あるを必要としないのである。日清戦争の大辱、日清戦争に引き續いて起つた外交上の屈辱に對しても、政治當局者は之を國家の大損害であると痛感する様な組織にはなつて居ない。國家の眞の利害と、彼等の利害とは相一致しない組織になつて居るのであるから、さう云ふ國家の大耻辱大損害に對しても責任を感じせず、又責任を感じずしてよい様な組織になつて居るのである。責任を感じれば、何とかしなければならぬ、此儘では濟まぬと云ふことになり、自然改革論も起る譯であるが、其の責任を感じないから、改革の論が起れば、却つて自分達の現在の地位や利益の機會を失はなければならぬことになり、自分達の損になるは格別、利益にならぬから、却つて反對し阻害すると云ふことになるのである。さう云ふ譯であるから、軍機大臣でも、内閣大學士でも、各部尙書でも、總理衙門大臣でも、政府當局者と云ふべき程の地位にある人は、大概改革などの考へはなく、却

つて祖宗の成法は變すべからずと云ふ反對論であつた。支那の様な政治組織の國に於ては、それが當然で、此の政治組織を改めなければならぬと云ふ様な改革意見は到底政府當局者から起り様がない様になつて居るのである。

清朝末の政治改革が、政府當局者から起つたのは、それでは如何したのであるかと云ふに、あれは政府當局者の意思から起つたのではない。外國の勢力に壓迫されて、是非なく改革をしなければならぬ様になつて、已むを得ず行つたものに過ぎない。それだから改革と言つても、如何にすれば清朝の帝室を維持し、其主權を擁護することが出来るかと云ふ様な考へが先きに立ち、それが維持されなくならぬ様それが失墜する様な危険の無い様に、改革をしなければならぬと云ふことになり、少しも改革の精神氣魄と云ふものが見はれて居ないのである。

義和拳匪の亂後、西安から下されし上諭に、丁戌以還僞辯縱橫、妄分新舊と云ふ文句が見えて居る。丁戌は丁酉、即ち光緒二十三年の間違ひであらうと思はれる。一體丁戌など、云ふ干支の年はない筈である。其後政務處會辦條例と云ふものが發布せられたが、それにも、同爲大清臣子、而自分新舊、維新之極、而有康逆之亂、守舊之極、而有拳匪之亂と云ふ文句が見えて居る。當時新舊の兩黨があつたと云ふことは明であるが、此の兩黨は互角の勢力を以て、朝廷の上に相對峙して居たのであるかと云ふに、さうではない。新黨と言つても、前に述べた政務處會辦條例に康逆と言つてある康有爲だとか、其の一

味の微力な少數の官紳に過ぎず、政府當局者は前にも述べた様に大概舊黨であつたのである。舊黨であつたから、政府當局者となつて居ることが出来たと言つた方がよいかも知れぬ。當時の軍機大臣や、内閣大學士や、各部尙書や、總理衙門大臣などに就て、一々其人物意見を述べると云ふことは、其の煩に堪へず、又其の必要もないと思はれるから、其の代表的人物と思はれる重要な三四人に就て述べて見ると第一は剛毅と云ふ滿洲出身の軍機大臣である。これは西太后の信用を將み、光緒帝を漢奸と罵つた程の不屈き者であるが、それだけ徹底した舊黨である。彼は日清戦争の時、地方官の中でも最も收入の多い廣東巡撫であつたが、朝廷に多額の献金を爲し、多數の兵器彈藥を上り、軍資を助けたと云ふ廉で、遂に軍機大臣まで經上つたものである。有名な英吉利の宣教師李提摩太 (Timothy Richard) が一八九六年 (光緒二十二年) 彼に會見した時には、彼は六十二歳の老人であつたが、非常な元氣で、當時朝廷に於ては、未だ新政など云ふほどの新政を行はれなかつた時であるに拘らず、彼は李提摩太に對し、新政の破壊者を滿洲人である様に思ふのは、甚しい間違ひである、新政の破壊者は凡て漢人で、漢人は殆んど度し難き排外主義者であるとか、自分は皇上に對しては、何等の勢力がないから、折角貴下から皇上に外國人を顧問として聘用なり度き旨を以て意見を上ぐる爲め御紹介申す様にどの御依頼を受けたが、それは御斷り致す外はない、皇上に對して勢力あるものは、翁同龢一人である、今の政府に於ける漢人の勢力は非常なもので、何事も意の儘に振舞ひ、軍機大臣の首席たる禮親王でも、總理衙門大臣の首席

たる恭親王でも、殆ど眞に備るのみである、漢人の代表者たる翁同龢は勢力を振つて、皇上の眼を暗まして居るとか、思ひ切つた漢人の悪口を言つた話が、李提摩太の支那生活の四十五年と云ふ著書に見えて居る。新政の阻撓者は滿洲人でなくして漢人であるなどは、随分思ひ切つた虚偽を言つたもので、彼は拳匪の亂の發頭人で、政務處會辦條例にも言つてある様に、守舊の極なるものであつたのである。彼が山西巡撫であつた時、新しい事は金がかゝるから、何でも反對して、兵隊の練習の爲めに、實彈を用ゐたいと言つて、經費を要求したものゝあつた時に、鉛の彈丸は金がかゝるから、粘土の彈丸にて間に合せよと言つた様な話が、矢張り李提摩太の書に見えて居る。第二は内閣大學士の徐桐と云ふ漢旗人である。どれ程の學問か分らぬが、兎も角剛毅とは違つて學問があり、先帝同治帝の師傅たりし人である。當時彼は學問淹博にして清望一時に冠たりと言はれ、大學士として能く座して全局を收め、日に議論を陳じ、朝士をして矜式する所あらしむとか、道を衛り舊を守り毅力ありとか言はれて、非常に評判がよかつた人であるが、極端な外國人嫌ひで、義和拳匪の亂には、剛毅と一緒になつて拳匪保護を主張した人である。其の私邸は北京の交民巷にあつたが、外國人の造つた馬路より出入するは汚はしいと言つて、裏路に門を開いて、其の門から出入したと言ふ程の頑固な人であつた。光緒帝は其の頑冥を嫌つて光緒十三年から二十四年まで、只だ一度しか召見せられなかつたと云ふことであるが、それにも拘らず西太后が信用されて居た爲めに、免職さるゝことが出来なかつたのである。たゞ軍機處だけには、どう

しても入れられなかつた。内閣大學士ならば召見せられずにも濟むが、軍機大臣になると、毎日召見せられなければならぬことになつて居るからである。第三は禮部尙書で、總理衙門大臣を兼ねて居た許應騫と云ふ廣東出身の漢人である。康有爲とは同郷であるに拘らず、康有爲を惡み、最も變法に反對し、妨害を加へた人である。許應騫の人物や意見は、變法の初め、御史宋伯魯及び楊深秀の二が彼の頑冥固陋にして、新政を妨害することを彈劾したる上秦文と、許應騫の之を反駁したる上秦文とを讀んで見るとよく分るが、餘程我執の強い人であつた様である。許應騫は此反駁上奏の中に於て、散々に康有爲の惡口を言ひ、自分は同郷であるから、よく知つて居るが、少い時には行ひが亡く、進士となり、官仕することになつてからも、郷里に歸つては、訴訟事を起し、衆論の容れざる所となつたのみならず、北京に來てからも、専ら倖進榮達を圖り、毎日御史と聯絡し、要路の人と夤緣結托することを仕事とし、西洋學、西洋學と言つて、人の視聽を聳かす様なことをつとめて居る、自分の宅にも二三度面會を求めに來たが、自分は其人物を鄙み、面會を拒絶した、又彼が廣東省會館で二百餘人を集めて、私に會を立てむとした時にも、自分は之を禁止したことがある、さう云ふことで、彼は自分を非常に怨むで居る、前協辦大學士李鴻藻は今の西學自炫者と云ふものは、少しも西學に於て心得なく、只だそれを自分の利益名譽を釣る道具に利用して居るのみであると言つたことがあるが、自分は卓論と感心して居る、其の通りで彼は模議を逞くして評判を廣め、西洋新聞などの陳説を並べ立て、中朝の典章制度を輕んずるので

あるから、かう云ふものは一刻も早く免官處分を與へ、原籍に送り回して仕舞はなければ、どんなことを仕出かすも分らぬ、朋黨を結んで、自分に従はぬものを排擠し、終に人心を搖惑し、國事を混淆すると云ふことになるべしと云ふ様なこと、又自分は洋務を惡むで居るので、康有爲を惡むで居る様に言ふものもあるが、さうではない、自分は必ずしも洋務を惡むものでないと云ふことは、自分が代々廣東に居住し、夙くから洋務を聞習し、此の數十年間、西法を講求し、洋務に熟習し、火器製造に長じた様なものを幾人も保證奏薦して居ることからも、又召對を蒙りたる度毎に、商務、礦務、造船、造械等のことは皆當務の必要事であると奏上して居ることからも立證せらるゝではないかと云ふ様なことを述べて居る許應驤は徐桐など、同様に、火器製造、商務、礦務、造船、造械などが洋務で、其の外に洋務がない、少くも洋務の取るべき點がない様に考へる舊黨の首領であつた。第四は榮祿である。此の人は西太后の姪で、西太后無二の親信者であつた。西太后は四人兄弟で、醇親王の妃、即ち光緒帝の母、榮祿の母、及び桂祥公は皆其の同胞であつたから、榮祿は光緒帝とも從兄弟の間柄である。榮祿の女は禮親王の妃となつて居つた。禮親王は軍機大臣の首席で、西太后が萬壽山頤和園に隱退せられて居りながら、北京朝廷の事件は何から何まで承知せられて居たのは、此の禮親王と剛毅とが之を傳達して居た爲めであると云ふことは、ブランドの西太后治下の支那と云ふ著書に見えて居る。榮祿は戊戌政變に關しては、餘程重要な役目を演じた人である。西太后が光緒帝を擁立した時にも、榮祿は内務府大臣として、社稷の

重事を委任され、西太后の懿旨を傳へて、光緒帝を醇親王邸から宮中に迎ひ入れた人である。李鴻章が西太后の御氣に入りとなつたのも、此の時李鴻章の淮軍が北京城の内外に布置して、警衛の任に當つた爲めであると言はれて居る。榮祿は西太后がそれほゞまで心配し、群疑を排して、光緒帝を擁立せられた當時の事情を知つて居るから、彼としては、光緒帝は西太后の恩義に背かるゝ様なことがあつてはならない、又自分に對する義理を考へらるれば、疎外さるべき筋でない様に考へて居たかも知れぬ。兎も角彼の決して頑冥固陋の人でないことは、義和拳匪の亂の時、禮親王と共に、朝廷の方針に反對し、拳匪を助け、怨みを外國に構ふるの不可なる所以を主張したと云ふことでも想像される。又彼は康有爲を朝廷に薦舉した一人で、戊戌政變後、其理由を以て、自ら咎を引き、辭職を願ひ出でゝ居るのでも其の一筋繩で行かぬ、餘程複雑した性格の人であることは分る。其の態度にも矛盾曖昧なところが多い。此の榮祿の態度の矛盾曖昧なところから戊戌政變にしても、拳匪の亂にしても、あれ程大きな騒ぎになつたと言つてよい様な趣きがあるのである。彼は光緒帝の師傅で、軍機大臣であつた翁同龢に對しては、心中餘程不快の念を抱いて居たことは明で、彼は曾て翁同龢の爲めに私事を舉發され、歩軍統領から西安將軍に左遷されたことがある。それで翁同龢を戊戌政變後日本の公使になつたこともある李盛鐸と云ふ翰林出身の御史に彈劾させ、軍機大臣を罷めさせる様のことをしながら、一方に於ては、翁同龢が免職の上原籍に送回せしむると云ふ上諭を蒙つて、北京を退去することゝなつた時に、千金を賸し、何を以て



罪を皇上に得たるかと言つて慰めたこと云ふ様な話が戊戌政變記に見えて居る。餘程術策の多かつた人であることが分る。頑冥固陋ではないが、同時に進歩主義でなかつたことも明である。進歩主義でなかつたばかりでなく、凡て主義といふものは彼にはなかつた様である。頑冥固陋でなかつたのも、つまり其の操守の無い、主義の無い所から來たものゝ様に思はれる。彼は變法の年、即ち光緒二十四年二三月頃に、六部九卿を連合して、西太后の聽政を復さるゝ様上奏せしめむとしたが、兵部尙書徐郃と云ふ人の清議を如何せむと云ふ議論に遮止せられて、纔かに思ひ止まつたと云ふこと、又李盛鐸に意を授けて、御史を連合して、垂簾の政を奏請せしめむとして成らなかつたと云ふことが、矢張戊戌政變記に見えて居る。戊戌政變記などに據ると、李盛鐸と云ふ人は餘程詰らぬ人の様で、康有爲と共に保國會を發起して居るにも拘らず、榮祿の意を受けて、自分の發起した會を中途より脱會したのみならず、大逆不道の會であると言つて劾奏して居るのである。彼は清末に考察各國憲政大臣ともなり、共和國となつてからも一時參議院議長に推されたこともあり、餘程内外から重んぜられた人であるが、さう云ふ詰らぬ人であるとは少しく辻褄が合はない様でもある。それは兎も角として、彼は榮祿の死黨と云ふまでいふはなかつたとしても、親信の股肱であつたことは事實の様である。榮祿が西太后の聽政或は訓政を請ふに至りしは光緒帝が康有爲の意見を用ゐて着手せられた新政其のものに反對なのか。光緒帝が新政に着手せられた結果、西太后に對する從來の態度を變せられしより、自然孝道に於て缺くる所がある様になつたの

は悪いと云ふのか。又西太后の意を受け或は察しての態度であるか。さう云ふことは一切分らぬが、舊黨でないにしても、新黨の爲めには、舊黨よりも一層害となつたのである。

政府當局者の中で、新黨と言つてよいものは、翁同龢一人であつた。江蘇常熟の人で、咸豐帝の時の大學士であつた翁文瑞公即ち翁心存の幼子で、同治六年に一甲第一名即ち狀元で及第し、進士出身を賜はつたものである。翁心存の孫即ち翁同龢の姪翁曾源と云ふものも、一甲第一名で翰林修撰を賜はつたと云ふことで、孫衣言の翁心存墓志銘にも、公遭遇之盛、子孫之賢、自成皇帝治以來、諸大臣中未見其比、公固可以無恨と言つてある程である。翁心存も餘程立派な人物であつた様で、孫衣言は公幼奇慧、而家貧甚、然自爲諸生、即恢廓有大度、及既貴至宰相、自處猶如儒生、其立朝、務持大體、常爲國計、慮深遠と贊揚して居る。大學士戸部尙書として鴉片煙の弛禁説に反對し、又毎事戸部尙書肅順と相容れなかつたと云ふことでも、其人物は想像される。翁心存は漢儒の學は田を治めて米を得るが如く、宋儒の學は米を炊いで飯と爲すが如く、偏重することは出来ぬと言つたことが、陳澧の翁心存神道碑銘に見えて居る。其學風も略ぼ察せられる様である。翁同龢は人物に於ても、學問に於ても、餘程乃父の風貌があつた様に思はれる。當時軍機大臣であつた上に、光緒帝の師傅として、毓慶宮と云ふ帝の學問所に勤務して居たのである。此人は實に康有爲の爲めに、光緒帝に接近する機會を作つた人で、此人が無かつたならば、戊戌の變法、即ち百日新政の様な政治改革も起らず、随つて戊戌の政變も起らなかつたで

あらうと思はれる。固より初めから新黨であつた譯ではない。初めは舊學を尊び、變法に反對し、康有爲が光緒十四年に變法の上奏を爲した時にも、之を阻抑した當事者であつたのである。それが日清戦争後、康有爲の著書を読み出して、初めて新黨となつたと云ふことで、戊戌政變記には、前後兩人の如しと言つてある。

さう云ふ譯で、政府當局者は一人の翁同龢を除けば殆んど皆舊黨と言つてよい様な有様であつたから政府當局者から改革の議論が起ると云ふことは、到底望まれなかつた譯である。若し改革の意見が支那に於て起るとすれば、それは民間の志士識者とか、官吏ならば、當局者意外の小官微祿者より起る外に起り様が無い實際の状況であつた。それが戊戌變法、即ち百日新政と云ふものゝ、康有爲及び其一味の少數微力のものから起つた理由である。然し上には軍機處や、内閣總理衙門などに、前に述べた様な有力な大臣が、西太后の信用を受けて頑張つて居り、下にはかの頑固な徐桐を以て、道を守り舊を衛りて毅力ありなごゝ賞揚する様な士紳の多い有様であつたから、變法が實行せられぬ先きから、其の前途は決して幸福な航海であるまいと誰にも危まるゝ様な雲行きであつた。

光緒二十四年正月の康有爲の上奏にも、今朝廷で變法されたことは、變法と言つても知れたものである、變法をすると云ふは、これから先きである、それにも拘らず、大臣下之を阻撓するものがあり、群僚が之を攻撃すると云ふ有様で、或は夷を用て夏を變ずるものであると非難し、或は祖制を變亂すると

攻撃し、謠言並起し、水火を攻むる状況であると慨歎して居るのである。要するに此の時の變法改革と云ふものは、政府當局者が割地失權の國辱に際會して、變法改革を爲すに非れば國が危いと云ふ考へから、相一致して企てたものではなく、康有爲の様な少數微力の志士が、僅に光緒帝の知遇を頼りにして、四面楚歌、左右皆敵と云ふ間に處し、前後を顧みる遑もなく、成敗を圖るに及ばずして、急遽遂行したものであるから、それが百日三個月足らずで失敗に歸したと云ふことは、當然の成行きで、袁世凱の裏切りと云ふことがあつてもなくても、同じ様に失敗の運命は免れなかつたものと思はれるのである。

それに變法實行の上に最も困難であつたことは、光緒帝と西太后との間に疎隔が生じたことである。此の疎隔さへなかつたならば、新政に反對するものがあつても、ごし／＼之を除いて行くに、何の仔細もなかつた筈である。然るにそれがさう行かなかつたから、徐桐や剛毅などの様に、光緒帝を漢奸と罵り、公然新政に反對して居るものでも、罷むることが出來ず、又康有爲の意見に依て、愈新政實行となつたのに、陽に康有爲を罵詈惡口し、新政に反對する證據歴然たる許應驗をも罷むることが出來なかつたのである。光緒帝は西太后實家の弟の桂祥公の姫君、後の隆裕皇太后と、光緒十五年に大婚を舉行せられ、引續き親政の典禮を舉行せられて以來、光緒帝は姪、皇后は女姪で、皇帝皇后は従兄弟同士であるから、西太后も安心して、萬壽山頤和園の離宮に隱退せられたのである。西太后は頤和園に隱退せられてから、最早や政事に關係せられなかつたかと云ふに、さうではない。西太后は光緒時代の聽政十二

年と訓政二年とを合せて十四年、それに同治時代の聽政十二年を合せて、前後二十六年間の經驗を有せらるゝ上に、光緒帝とは叔姪の關係と言つても、群疑を排して擁立し、親ら鞠養された様な關係があり自然孝道を以て責めらるゝことが嚴しいと云ふことは勢ひ免れなかつたので、歸政後例不見臣工と云ふことになつて居て、表向きは政治に干與せられない譯であるが、實際に於て諸大臣は頤和園に赴き上奏もすれば、謁見も願ひ、西太后は又之を受理もされゝば謁見も許さるゝと云ふ有様であつたのである。寇連材と云ふ無學文盲の一宦官が光緒二十二年(一八九六年)に、西太后に歸政を奏請し、西太后の怒りを買ひ、刑部に引渡されて處斬せられたと云ふことは、戊戌政變記に見えて居る。光緒二十二年と云へば、西太后の歸政後七年を経過して居る。今更歸政の奏請でもあるまいと思はれるが、それにも拘らず歸政を奏請したと云ふことが、若し戊戌政變記に言つてある通り事實とすれば、餘程面白いことであるさう云ふ譯で、西太后は頤和園に隱退せられてからも、全然政事に干渉せられなかつた譯ではないが、それにしても、格別の大事件がなければ、格別目に立つて干渉せらるゝ必要もなく、又干渉せられたところが別に差支へはなかつた譯であるから、疎隔の原因にはならなかつたのである。然るに日清戦争と云ふ大事件が起つて以來、此の干渉は餘程目に立つ様になり、漸く疎隔の原因となつた様である。西太后には日清戦争の如き割地失權と云ふ様な國家の大辱を招ぐに至つた戦争は、自分が政治に關係してさへ居れば起さなかつたと云ふ様な考へがあつたので、自然に干渉はこれまでと違つて陽はになつて來たも

の、様に思はれる。殊に日清戦争の年は、西太后六十歳整壽の祝典を舉行せらるゝ筈になつて居て、光緒十五年以來、海軍衙門の費用を使用して修築した萬壽山頤和園離宮の修築工事も略ば竣功したので、正月早々から既に内外の文武官に賞典を加へられて居るし、又祝典當日には光緒帝親ら文武百官を隨へ願和園に臨幸し、慶賀の禮を行はるゝ手筈も定まつて居り、大内より願和園まで、十五支那里程の沿道には、臣民の報效にて、飾り物が設けられ、經壇が建てらるゝと云ふ様な騒ぎで、西太后も折角皇帝始め臣民の願望であるのに、餘り情を矯めて許さないのも宜しくないと言つて、願和園に於て賀を受けらるゝ旨仰せ出さるゝと云ふ様な譯で、心の中では康熙乾隆二帝の時に舉行された萬壽聖典に隆を比する考へであつたのである。それが日清戦争の爲めに停止しなければならぬことになつたのであるから、餘程残念に思はれたことゝ想像される。ブランドに西太后は如何なることを犠牲にしても、日本軍を直隸に侵入せしめてはならぬと云ふ考へから、李鴻章の請ひを容れて、和議を開くことを聽許せられたと云ふことが見えて居る。國家の重大事は光緒帝に任せて仕舞ふことは出来ないと云ふ様な考へが、日清戦争の時から、西太后に起つて、漸く政治に干渉せらるゝことが顯著になつて來た様である。(未完)